

## 当社による労働者派遣事業における情報について(お知らせ)

労働者派遣法第23条第5項(同法施行規則第18条の2)に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

2024年(令和6年)6月14日現在

期間：2023年4月1日から2024年3月31日

- ① 派遣労働者の数 (3人)
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (事業所件数 2社)
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均金額  
月 535,875 (円) 日 26,794 (円)
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額  
月 317,403 (円) 日 15,870 (円)
- ⑤ マージン率等の情報公開  
41(%)
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
  - ・ キャリア・コンサルティングの相談担当窓口 (担当 槻田雅之)
  - ・ 教育訓練  
(キャリアアップに資する内容)  
前述の<派遣労働者のキャリア形成制度に関する事項>を参照。
- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
  - ・ 積極的な情報公開
  - ・ 派遣労働者の福祉の増進